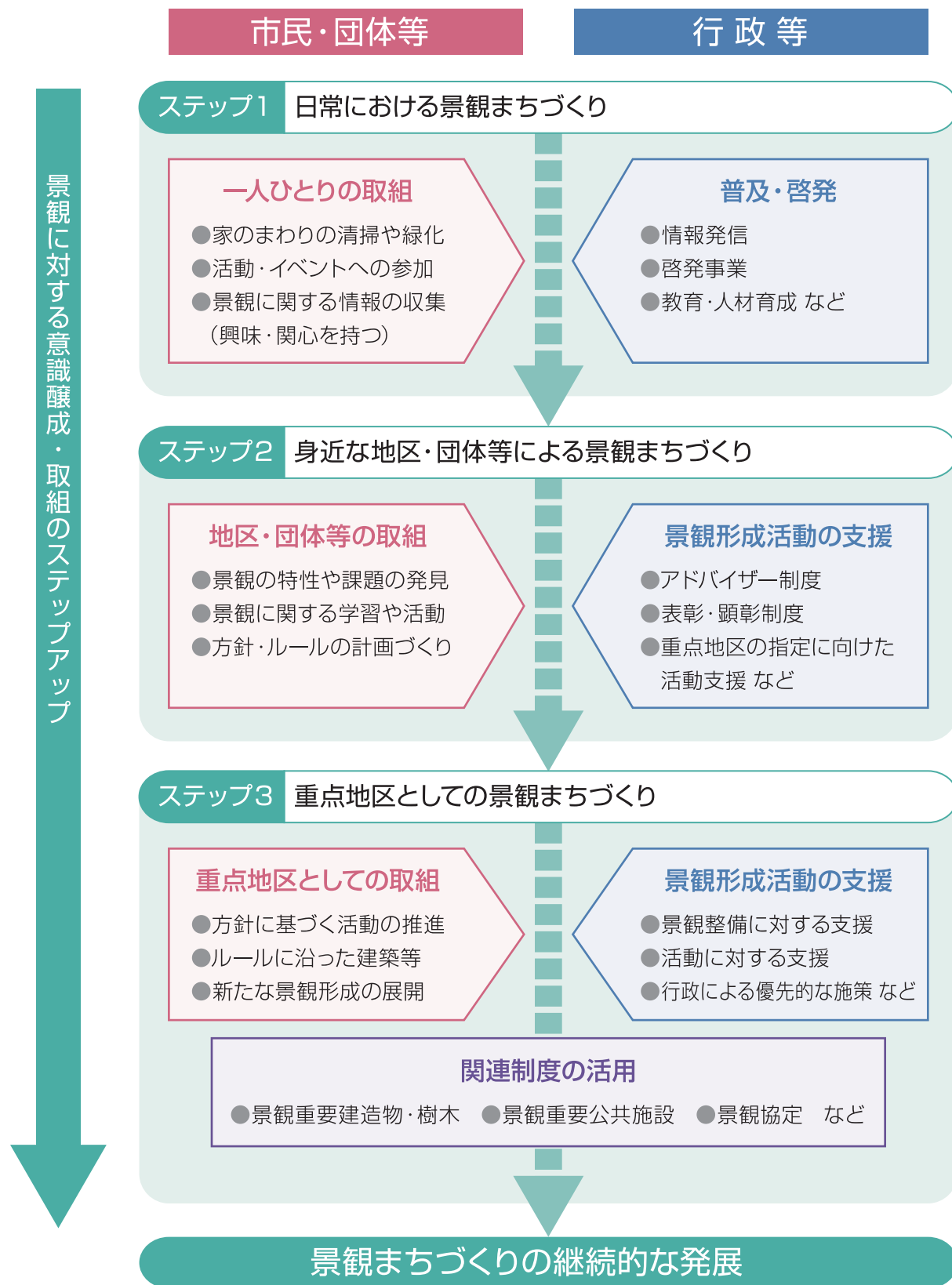


7 景観形成の実現に向けて

様々な推進方策を活用して、行政から市民・団体等への働きかけを継続的に行い、景観まちづくりの発展を促します。



概要版

柏崎市景観計画

Landscape Plan of Kashiwazaki City

平成28年3月
柏崎市

1 景観計画の目的

柏崎市景観計画は、本市の景観形成の基本的な方向性を明らかにし、これまで推進してきた景観まちづくりの取組を充実・強化することを目的に策定します。

■良好な景観の保全・形成に向けた指針の提示と共有

景観形成の基本的な方針や景観を誘導するためのルールを明らかにし、市民・事業者・行政の間で共有を図ります。

■景観形成に向けた市民一人ひとりの意識の醸成

計画内容を周知し、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりの普及・啓発を促進することで、景観形成に向けた市民一人ひとりの意識の醸成を図ります。

■実効性のある法制度の活用

景観計画の策定や景観条例の制定により、良好な景観の誘導を図るとともに、協働による景観まちづくりを実現するため、景観法等の実効性のある法制度や仕組みを活用します。



お問合せ先 柏崎市 都市整備部 都市政策課 〒945-8511 柏崎市中央町5番50号

TEL: 0257-21-2298 / FAX: 0257-23-5116 / E-mail: toshiseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp

詳細は、柏崎市ホームページに掲載している本編「柏崎市景観計画」をご覧ください。

柏崎市景観計画

検索

2 景観計画による景観形成のイメージ

景観計画では、以下の3つの取組により、良好な景観形成を進めていきます。

1 市全域での取組

大規模建築物等を対象とした「届出制度」により緩やかな景観誘導を行うとともに、景観上重要な建築物・樹木の保全や、公共施設の景観整備に取り組みます。

景観計画区域

市全域を指定し、景観を悪化させるような行為を防ぐ

景観重要建築物・樹木

景観上重要な建築物・樹木を指定し、保全する

景観重要公共施設

道路や河川等の公共施設を指定し、良好な整備を図る

2 重点地区の指定

特に重点的・先導的に景観形成に取り組む地区を重点地区として指定し、固有の景観資源や個性をいかした景観形成に取り組みます。

景観形成重点地区

地区独自の方針・基準を定め、自主的に景観形成に取り組む
〔椎谷地区、荻ノ島地区〕

※景観への取組等を踏まえて今後も随時、追加指定を検討していきます。

景観形成推進地区

公共性の高い地区で、公共建築物の規制強化や公共事業による先導的な景観整備を行う
〔中央地区〕

普及・啓発

- ホームページや広報等による情報発信
- 講演会・まちあるき等の啓発事業
- 学校教育や人材育成 など

市全域の支援

- 重点地区の指定に向けた活動支援
- 専門家によるアドバイザー制度
- 景観まちづくり活動の表彰・顕彰制度 など

重点地区の支援

- 地区のルールに基づく景観整備の支援
- 景観まちづくり活動の支援
- 行政による優先的な施策の展開 など

3 景観形成の実現に向けた支援

様々な推進方策を活用し、市民・地域が主体となった景観まちづくり活動を支援していきます。

3 景観形成の基本的な考え方

良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政がイメージを共有するための目標像、基本理念、基本的な取組の考え方を、以下のように掲げます。

■目標像

歴史と生活文化が織りなすまち 柏崎

■基本理念

柏崎の歴史・生活文化は、自然との共生から生まれたと言っても過言ではありません。

変化に富んだ海岸は、風光明媚な北国街道や海風に耐えるまち並みを育て、豊かな河川は、運輸、治水、新田開発の歴史を積み重ね、雄大な山々は、生活の知恵と技を生み出してきました。

これらの「歴史と生活文化」を、景観形成の中心に据えることで、現代に息づく多彩な景観を市民一人ひとりが磨き、育て、柏崎を個性と魅力にあふれたまちへと発展させていくことを目指します。

■基本的な取組の考え方

- 市民や地域が主体となった景観まちづくりの推進
- 良好な景観形成を推進する方策・制度の活用
- 柏崎らしい個性ある景観の形成

4 景観計画の区域

良好な景観形成を一体的に進めていくため、景観計画区域は、柏崎市全域とします。

また、地勢や土地利用、歴史的背景などを基に、景観計画区域を以下のとおり5つに区分します。

中心市街地区域

一般市街地区域

海岸水辺区域

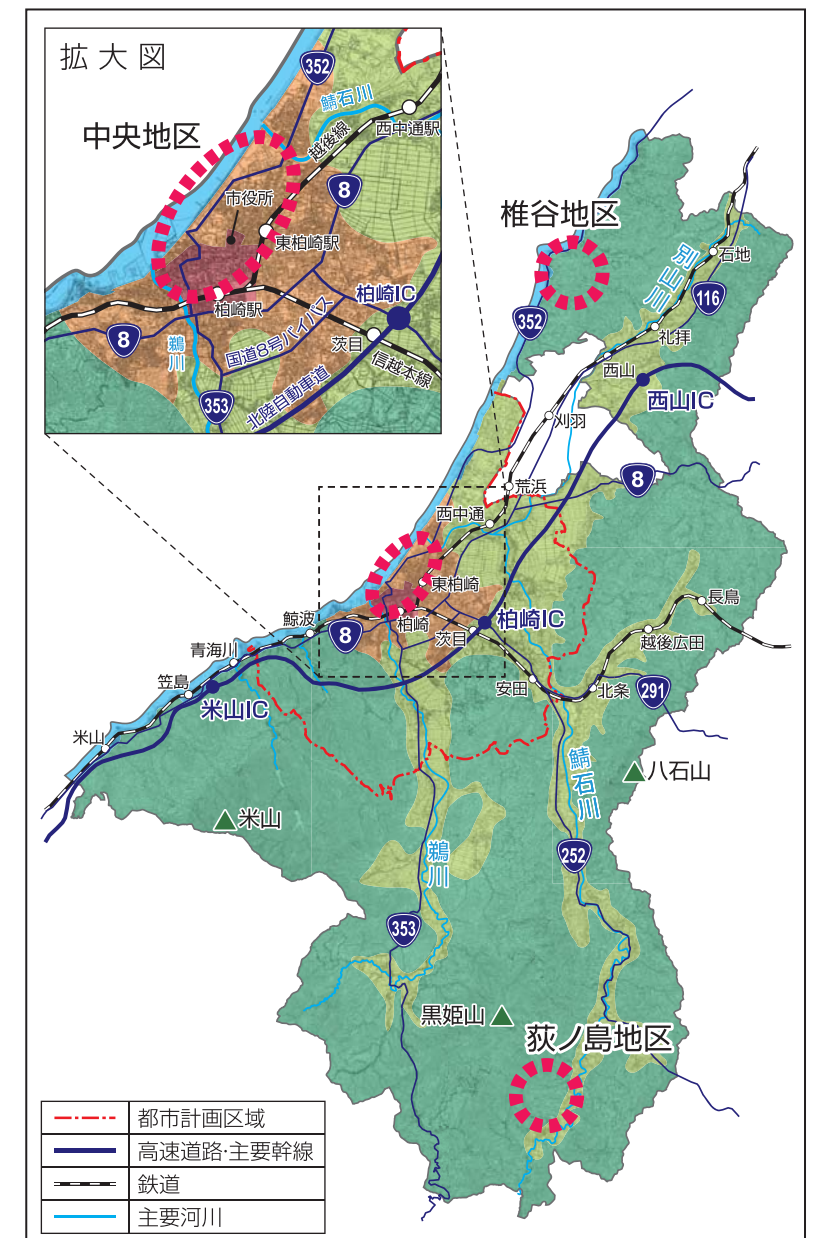
谷あい田園区域

山岳丘陵区域

さらに、特に重点的・先導的に景観形成に取り組む重点地区を3地区指定します。

景観形成重点地区：椎谷地区、荻ノ島地区

景観形成推進地区：中央地区

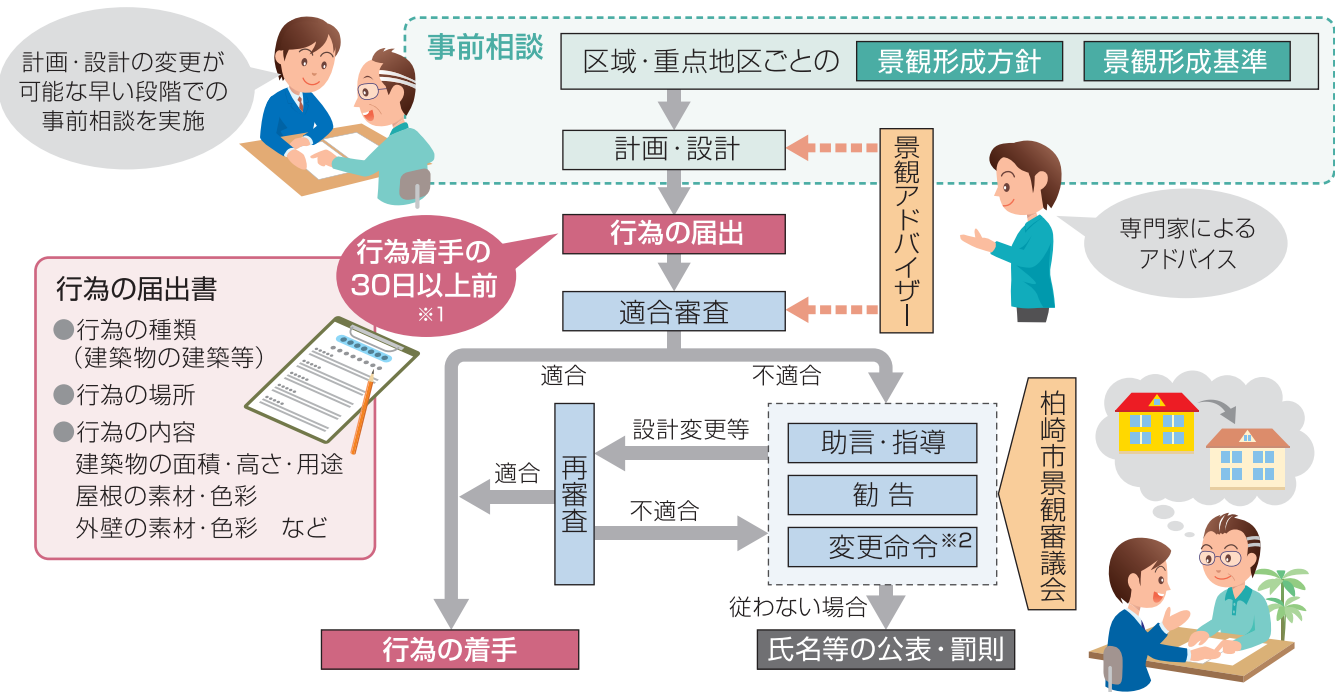


5 届出対象行為

■届出制度の概要

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為（届出対象行為）については、「景観形成基準」に基づき、緩やかな規制誘導を図ります。

具体的には、景観計画区域において届出対象行為を行う場合は、行為着手の30日以上前に市役所へ届出が必要となります。届出された内容は、市による適合審査が行われ、不適合と判断される場合は、必要に応じて助言・指導、勧告等を行います。



※1 届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、行為に着手することはできません。ただし、届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合には、30日の期間を短縮することができます。

※2 変更命令は、景観法第17条1項に基づく特定届出対象行為として、景観条例に定める建築物、工作物の形態・色彩等の意匠の制限が対象となります。

■届出対象行為

届出対象行為		対象規模等			
		柏崎市全域 (景観形成推進地区の中央地区を含む)	景観形成重点地区		景観形成推進地区 中央地区(公共施設のみ)
			椎谷地区	荻ノ島地区	
建築物	新築、増築、 改築、移転	・延べ面積500㎡以上、又は高さ10m以上(増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)	・延べ面積10㎡以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)		
	修繕、模様替、 色彩の変更	・上記のもので、壁面又は屋根面それぞれの総面積の1/2以上の変更	・上記のもので、壁面又は屋根面それぞれの総面積の1/4以上の変更		
工作物	新設、増築、 改築、移転	・築造面積1,000㎡以上、又は地盤面からの高さ10m以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)	・築造面積10㎡以上、又は地盤面からの高さ3m以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)	・カザテ、門、塀は、 規模に関わらず全てのもの	
	修繕、模様替、 色彩の変更	・上記のもので、外観の総面積の1/2以上の変更	・上記のもので、外観の総面積の1/2以上の変更		
開発行為		・面積3,000㎡以上			
土地の形質の変更		・面積3,000㎡以上、又は切土、盛土によって生じる法面・擁壁の高さが3m以上			
屋外の堆積		・高さ3m以上、又は面積500㎡以上かつ堆積期間が60日以上			

※本表における「柏崎市全域」は、景観形成重点地区及び景観形成推進地区（公共施設）を除く範囲を指します。

※椎谷地区、荻ノ島地区及び中央地区の対象範囲は、柏崎市ホームページに掲載している本編「柏崎市景観計画」をご覧ください。

6 景観形成基準

全市の景観水準の向上を図るため、柏崎市全域を対象に景観形成基準を定めます。この基準は、本市の景観形成の指針となるものであり、届出の対象とならない行為についても配慮が必要です。

なお、重点地区については、各地区の特性に応じて別途基準を定めています。

■市全域の景観形成基準（中央地区を含む）

項 目			基 準
建 築 物	高さ	最高限度	・原則13m以下とする。 【遵守基準】 (ただし、公益上又は機能上必要な場合を除く。) ・周辺の建物との連続性や、眺望を妨げないように配慮する。
	壁面	位置の制限	・周辺の建物の壁面位置や、まち並みの連続性に配慮する。
	形態意匠	建築物の形態	・周辺との調和に配慮する。 ・屋根形態は、周辺の建物との連続性に配慮する。
		屋根・外壁の素材・色彩	・光沢の強い材料の使用は避ける。 ・基調色には推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色は使用しない。 【遵守基準】 推奨色：色相10R～5Yは明度3.0以上、彩度4.0以下、 それ以外は明度3.0以上、彩度2.0以下 禁止色：色相10R～5Yは彩度8.0以上、それ以外は彩度4.0以上 ※p7色彩基準参照
		その他の意匠	・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。
	その他	建築設備	・道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するように努める。 ・公共の場所から見える場合は、植栽や目隠しなどで修景に努める。 ・太陽光発電設備や融雪設備を設置する場合は、設置位置などに配慮し、建物と一体的に見える形態のものを使用する。
		外構・植栽	・敷地内の緑化や植栽に努める。 ・ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。
工 作 物	形態意匠		・周囲に突出感や違和感を与えないよう、高さや配置に配慮する。 ・周辺との調和に配慮する。 ・電柱や電線類は、景観に配慮した整理統合を図るとともに、設置する場合は極力目立たないように努める。
	門・塀・柵		・設置する場合には、周辺との調和に配慮する。
	植栽		・周囲に圧迫感や威圧感を与えないように配慮し、敷地内の植栽に努める。
	色彩		・光沢の強い材料の使用は避ける。 ・基調色には推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色は使用しない。 【遵守基準】 推奨色：色相10R～5Yは明度3.0以上、彩度4.0以下、 それ以外は明度3.0以上、彩度2.0以下 禁止色：色相10R～5Yは彩度8.0以上、それ以外は彩度4.0以上 ※p7色彩基準参照
の土地開発行為の変更に伴う形質	切土・盛土		・切土、盛土は必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。
	緑化		・法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。
堆積物の屋外の	堆積		・堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、かつ、整然と積む。
	緑化・遮蔽		・道路等の公共の場所からの見え方に配慮し、周囲の緑化や柵・塀等による遮蔽に努める。 ・柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は周辺との調和に配慮する。

■景観形成重点地区の景観形成基準

項 目			基 準	
			椎谷地区	荻ノ島地区
建 築 物	高さ	最高限度	・2階建以下とする。 ・原則10m以下とする。 (ただし、公益上又は機能上必要な場合を除く。) ・周辺の建物との連続性や、眺望を妨げないように配慮する。 【遵守基準】	
	壁面	位置の制限	・周辺の建物の壁面位置や、まち並みの連続性に配慮する。	・農地との関わりを重視し、周辺との調和に配慮する。
	形態意匠	建築物の形態	・周辺と調和し、全体的にまとまりのある形態とする。 ・北国街道沿いでは、切り妻造り・妻入りの屋根形態を基本とする。 ・それ以外の地区では、勾配屋根を基本とし、歴史的まち並み景観と調和するように配慮する。 ・開口部は、ドア式の使用を極力避け、周辺に調和する素材・色彩を使用するように努める。	・勾配屋根を基本とし、農村集落景観と調和するように配慮する。 ・開口部は、ドア式の使用を極力避け、周辺に調和する素材・色彩を使用するように努める。 ・中門造りやせがい造りなど、集落の伝統的な意匠を継承するように努める。
		屋根・外壁の素材・色彩	(屋根) ・歴史的まち並み景観と調和するように、できる限り屋根は和瓦葺、黒系の色彩を使用する。 ・光沢の強い材料の使用は避ける。 (外壁) ・歴史的まち並み景観と調和するように、できる限り落ち着いた色彩を使用する。また、下見板を始めとする自然素材を使用するように努める。 ・光沢の強い材料の使用は避ける。	(屋根) ・茅葺又は金属板葺・和瓦葺を推奨する。 ・農村集落景観と調和するように、黒・茶・赤系の色彩を使用する。 ・光沢の強い材料の使用は避ける。 (外壁) ・農村集落景観と調和するように、できる限り落ち着いた色彩を使用する。また、下見板を始めとする自然素材を使用するように努める。 ・光沢の強い材料の使用は避ける。
			・基調色には推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色は使用しない。 【遵守基準】 推奨色：色相10R～5Yは明度3.0以上、彩度4.0以下、それ以外は明度3.0以上、彩度2.0以下 禁止色：色相10R～5Yは彩度8.0以上、それ以外は彩度4.0以上 ※p7色彩基準参照	
	その他	その他の意匠	・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。	
		建築設備	・できる限り道路等の公共の場所から見えにくい位置へ設置する。 ・公共の場所から見える場合は、自然素材を用いた目隠しなどで修景に努める。 ・太陽光発電設備や融雪設備を設置する場合は、設置位置などに配慮し、建物と一体的に見える形態のものを使用する。	
工 作 物	形態意匠		・原則高さ10m以下とする。(ただし、公益上又は機能上必要な場合を除く。) ・設置する場合には、周辺との調和に配慮する。 ・電柱や電線類は、景観に配慮した整理統合を図るとともに、設置する場合は極力目立たないように努める。	・全体として統一感のある農村集落景観の形成に配慮する。
	門・塀・柵		・木製や竹製の伝統的力ザテの設置に努める。	
	植栽		・設置する場合には、周辺との調和に配慮し、木材等の自然素材を使用するように努める。	
	色彩		・周囲に圧迫感や威圧感を与えないように配慮し、敷地内の植栽に努める。 ・光沢の強い材料の使用は避ける。 ・基調色には推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色は使用しない。 【遵守基準】 推奨色：色相10R～5Yは明度3.0以上、彩度4.0以下、それ以外は明度3.0以上、彩度2.0以下 禁止色：色相10R～5Yは彩度8.0以上、それ以外は彩度4.0以上 ※p7色彩基準参照	

※「開発行為」、「土地の形質の変更」、「屋外の堆積」の基準は、市全域(p5)と同様です。

■色彩基準（市全域共通）

色彩基準は、色相・明度・彩度の3つの属性の組み合わせによる「マンセル表色系」により明示します。

色相

色合いを表します。赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の計10種の基本色とその度合いを示す0～10の数字を組み合わせ、5R、10YRのように表記します。

明度

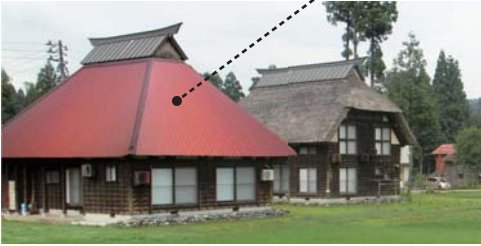
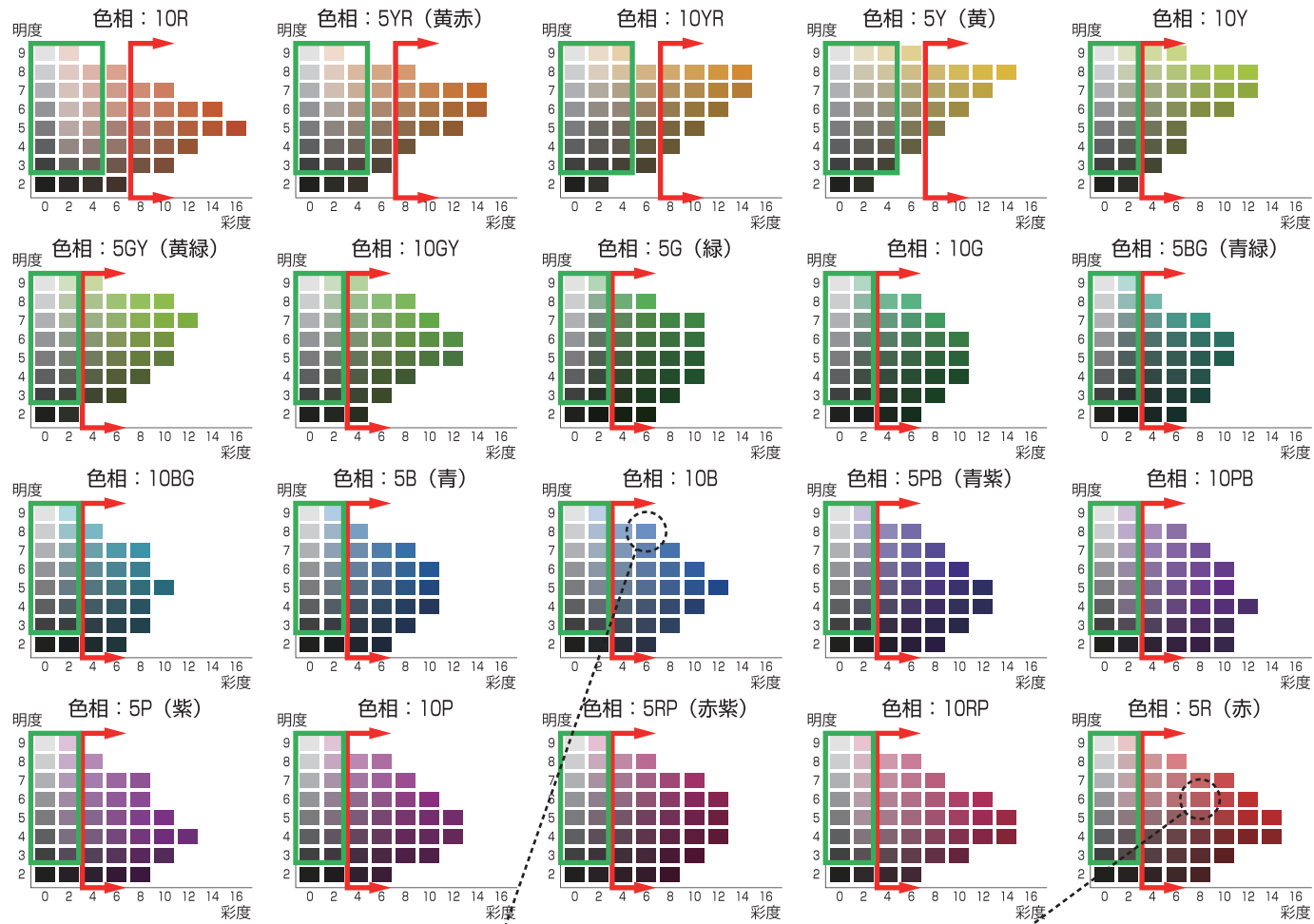
色の明るさを表します。0～10の数値で示し、数値が小さいほど暗く、大きいほど明るい色になります。

彩度

色の鮮やかさを表します。0～16程度までの数値で示し、数値が大きいほど鮮やかな色になります。最大の数値は色相によって異なり、白・黒・灰色などの無彩色は0となります。

[基調色]	色相	明度	彩度
推奨色 ■	10R～5Y	3.0以上	4.0以下
禁止色 ■	上記以外	3.0以上	2.0以下

[基調色]	色相	明度	彩度
禁止色 ■	10R～5Y	—	8.0以上
	上記以外	—	4.0以上



＜禁止色の建築物の例(合成写真)＞

※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。